ハ　主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合
⑴　利用定員が20人以下の場合　102単位
⑵　利用定員が21人以上の場合　68単位
ニ　主として障害児（重症心身障害児を除く。）を通わせる法第６条の２第２項に規定する厚生労働省令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合（ホに該当する場合を除く。）
⑴　利用定員が10人以下の場合　205単位
⑵　利用定員が11人以上20人以下の場合　102単位
⑶　利用定員が21人以上の場合　68単位
ホ　主として重症心身障害児を通わせる法第６条の２第２項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合
⑴　利用定員が５人の場合　410単位
⑵　利用定員が６人以上10人以下の場合　205単位
⑶　利用定員が11人以上　102単位

7　指定児童発達支援の単位（主として難聴児を通わせる児童発達支援センターに限る。）において、難聴児のうち人工内耳を装用している障害児に対して、指定児童発達支援を行った場合に、人工内耳装用児支援加算として、利用定員に応じ、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
イ　利用定員が20人以下の場合　603単位
ロ　利用定員が21人以上30人以下の場合　531単位
ハ　利用定員が31人以上40人以下の場合　488単位
ニ　利用定員が41人以上の場合　445単位

8　常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、指導員又は保育士を１以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを除く。）において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、１のホを算定している場合は、算定しない。
イ　利用定員が10人以下の場合　193単位
ロ　利用定員が11人以上20人以下の場合　129単位
ハ　利用定員が21人以上の場合　77単位

2　家庭連携加算
イ　所要時間１時間未満の場合　187単位
ロ　所要時間１時間以上の場合　280単位
注　指定児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所（以下「指定児童発達支援事業所等」という。）において、指定通所基準第５条若しくは第６条の規定又は別に厚生労働大臣が定める施設基準により指定児童発達支援事業所等に置くべき従業者（栄養士及び調理員を除く。以下この第１において「児童発達支援事業所等従業者」という。）が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者（法第６条の２第８項の通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）の同意を得て、障害児の居宅を訪問して障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、１月につき４回を限度として、その内容の指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援（以下「指定児童発達支援等」という。）を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。ただし、同一日に児童発達支援給付費を算定している場合は、算定しない。

3　訪問支援特別加算
イ　所要時間１時間未満の場合　187単位
ロ　所要時間１時間以上の場合　280単位
注　指定児童発達支援事業所等において継続して指定児童発達支援等を利用する障害児について、連続した５日間、当該指定児童発達支援等の利用がなかった場合において、児童発達支援事業所等従業者が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児の居宅を訪問して当該指定児童発達支援事業所等における指定児童発達支援等に係る相談援助等を行った場合に、１月につき２回を限度として、その内容の指定児童発達支援等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

4　食事提供加算
イ　食事提供加算(Ⅰ)　42単位
ロ　食事提供加算(Ⅱ)　58単位
注１　イについては、児童発達支援センターにおいて児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第24条第１項第２号に掲げる通所給付決定保護者（以下「中間所得者」という。）の通所給付決定（法第21条の５の５第１項に規定する通所給付決定をいう。以下同じ。）に係る障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、平成27年３月31日までの間、１日につき所定単位数を加算する。
２　ロについては、児童発達支援センターにおいて児童福祉法施行令第24条第１項第３号に掲げる通所給付決定保護者（以下「低所得者等」という。）の通所給付決定に係る障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、平成27年３月31日までの間、１日につき所定単位数を加算する。

5　利用者負担上限額管理加算　150単位
注　指定児童発達支援事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、指定通所基準第24条の規定により、通所利用者負担額合計額（同条に規定する通所利用者負担額合計額をいう。以下同じ。）の管理を行った場合に、１月につき所定単位数を加算する。

6　福祉専門職員配置等加算
イ　福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)　10単位
ロ　福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)　６単位
注１　イについては、指定通所基準第５条又は第６条の規定により置くべき児童指導員又は指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士又は介護福祉士であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。
２　ロについては、次の⑴又は⑵のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。
⑴　指定通所基準第５条又は第６条の規定により置くべき児童指導員若しくは指導員又は保育士（⑵において「児童指導員等」という。）として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。
⑵　児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、３年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。